2019人事院勧告に対する自治労見解

1.　人事院は８月７日、本年の官民較差に基づき、月例給を387円・0.09％、一時金を0.05月引き上げる勧告を行った。

　　月例給、一時金ともに、６年連続の引き上げ勧告となったことは、アベノミクスの崩壊が明らかな経済状況のもとで、2019春闘における民間組合の懸命な交渉の成果を踏まえたものであり、組合員の期待にも一定程度応える内容といえる。

　　しかし、月例給の配分については若年層に対してのみにとどまったこと、一時金の引き上げ分を期末手当ではなく６年連続で勤勉手当にあてたこと、再任用職員については月例給および一時金の改定が行われなかったことは大いに不満の残るところである。

2.　また、住居手当についても見直しが行われ、基礎控除額が16,000円に引き上げられるとともに、支給額の最高額も28,000円に引き上げられた。控除額の引き上げは国家公務員宿舎の家賃の引き上げに伴い、宿舎入居者との均衡をはかる観点から行われたものである。支給最高額の引き上げについては、民間の家賃相場の上昇や民間企業の家賃補助額を考慮しての引き上げとなった。原資が限られる中で、基礎控除額の引き上げによるマイナスの影響と支給最高額の引き上げ額のバランスを取った結果ではあるものの、改定により減額となる職員が出ることについては遺憾である。

3.　非常勤職員については昨年の慶弔休暇の拡充に続き、夏季休暇が認められることになった。同一労働同一賃金の考え方にもとづく、常勤職員との均等・均衡待遇の実現にむけた措置であり、非常勤職員の労働条件の改善に寄与するものである。しかし、未だに常勤職員にのみ認められている休暇があることから、賃金をはじめとするその他制度とあわせ、常勤職員との均等・均衡を基本に改善を求める取り組みを続けていく必要がある。

4.　公務員人事管理の報告では、政府に対して長時間労働の是正やパワー・ハラスメントに対する新たな防止策の措置を求める内容となった。４月からいわゆる働き方改革に関連する改正法等が施行されているところであり、公務員についても超過勤務の縮減などで民間に率先した取り組みが行われるよう、引き続き対応を求めていく。

5.　今後は、政府による勧告の取り扱いが焦点となる。10月には消費税の増税が予定されていることから、世論の状況等によっては取り扱いについて予断を許さない状況となることも考えられるため、公務労協と連携し政府に対し、本年の官民較差に基づく給与引き上げの早期の実施と定年引上げにむけた対応を強く求めていく。

6.　自治労は、2019秋季闘争・賃金確定闘争に向けて、人事委員会対策を強化し、要請・交渉に直ちに取り組む。人事委員会に対して、月例給および一時金の引き上げ、公民較差プラス分は給料表引き上げに確実かつ広範な配分、国家公務員と同様に臨時・非常勤等職員に対する夏季休暇の創設などをはじめ会計年度任用職員の制度設計を含めて常勤職員との均等・均衡をはかることなどの検討を求める。同時に、首長との早期の協議を開始し、交渉・合意による賃金確定をはかる。本部は、各自治体における労使交渉結果の尊重とともに、国が不当な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策を強化する。こうした取り組みを通じ、自治労運動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則をさらに徹底し、産別統一闘争の推進にむけ、単組・県本部・本部が一体となった取り組みを全力で展開する。

2019年８月７日

全日本自治団体労働組合